

平成24年（行ウ）第26号

用途廃止無効確認等請求事件

原告 佐野正一 外14名

被告 館山市 外1名

準備書面（2）

平成24年8月20日

原告 佐野正一 印

（外14名 別紙原告目録記載のとおり）

千葉地方裁判所 民事第3部合議4係 御中

はじめに

本書面は、被告らの平成24年7月4日付答弁書（以下単に「答弁書」という）記載の主張に対して、認否反論等を述べるものである。

原告たる我々館山市民は、答弁書を読んで、館山市長及び市職員の住民を軽んじた無責任な回答に、憤りをあらたにせざるを得ない。これまで市議会やホームページに公開されている市長への手紙の回答等と同様、被告らは本質的な議論を避け、形式的・役人的答弁に終始し、市民を納得させる誠意ある姿勢は全くみられずまたそのような努力をしようとした形跡すらないからである。

訴訟の対象となる別紙物件目録記載の水路（以下、場合により「本件水路」、「坂田川」という）は、一等三角点を持つ房州低名山である大山の中腹に端を發し、坂田の海岸に注がれており、館山市の宝であるこの海域の豊穰な漁場形成に貢献している。被告らは、こうした市民の貴重な財産を管理すべき立場にあるにもか

かわらず、「調整池を新設」することにより公共性がなくなるとして用途廃止、
払下げを行い、その結果、坂田川上流部分が埋立てられ市の貴重な財産を喪失さ
せてしまった。館山市で、あるいは全国的にみても、公共用水路の埋立てがかく
もたやすく認められることはまずなく、工事敷地内に機能している水路がある場
合には、①まず存置を第一に考えた工事手法を検討する、②やむを得ず水路を用
途廃止せざるを得ない場合は、付け替え工事等により水路を代替する方法をとる、
というのが通常のやり方であり、今回、そういう財産保護の手段を検討した形跡
もなくいきなり埋立てを目的として用途廃止処分決定並びに払下げがなされた
あまりの手際の良さの理由は全く解せない。

以下答弁書に沿って認否反論するが、分りやすくするため答弁書と条、項等を
一致させ括弧内に頁数を明示することにする。

第1 「本案前の答弁」(2頁)について

被告らは、本案前の答弁として本件訴えを不適法な訴えだとし、「本件訴えを
いずれも却下する」及び「訴訟費用は原告らの負担とする」との判決を求めると
答弁しているが、原告の本案の訴えは適法な訴えである。

第2 「本案前の答弁の理由」(2頁～4頁)について

1 「1」(2頁)について

本訴は、地方自治法242条の2が規定する住民訴訟であることは争わな
い。

2 「2 請求の趣旨1」(2頁～3頁)について

本請求の趣旨1が地方自治法242条の2第1項の2号請求であること
は争わない。

被告らは、答弁書において、請求の趣旨1の請求について、用途廃止は財

務会計上の行為にあたらぬ、また、用途廃止は行政庁内部の手續にすぎず、行政処分ではないと主張する。

しかし、本件の用途廃止は、訴外株式会社服部回漕店（以下「服部回漕店」と記す）の用途廃止及び売却の申請にもとづいて、同社への公共用水路の売却の一部として連続的にそれと一体の行為としてなされた処分である。

この事実は、服部回漕店が館山市長あてに提出した同意書の「下記 1 の市有地（公共用財産）の用途を廃止し下記 3 の者に売り払うことについて、利害関係人として異義ないので同意します」（甲第 5 1 号証）との文面から明らかである。

甲第 5 1 号証が示すところは、本件用途廃止は、行政庁の単なる内部手續ではなく、服部回漕店の申請に応える外部行為であること、また、本件用途廃止は、服部回漕店への売却と一体の処分行為であり、財務会計上の行為であることである。

行政財産の売却は地方自治法 2 3 8 条の 4 で禁止される違法行為であり、本件用途廃止は、その違法な売却と一体をなす行為として、「行政処分たる当該行為」に該るところである。

したがって、本件用途廃止に係る訴えは、いずれも地方自治法 2 4 2 条の 2 第 1 項 2 号の住民訴訟の対象として、適法な請求である。

3 続く「2 請求の趣旨 2」（3 頁）について

本請求の趣旨 2 が地方自治法 2 4 2 条の 2 第 1 項の 2 号請求であることは争わない。

被告らは、本件売却を「公有普通財産の売渡し」で「私法上の売買」であるから、住民訴訟の対象としては不適法な請求であるとしている。しかし、本件の売却は、被告らの主張する「公有普通財産の売渡し」や「私法上の売買」ではない。

本件売却の対象たる本件水路は、公共用水路で行政財産であるところ、被告館山市長金丸謙一が用途廃止決定をした（甲第16号証）。この用途廃止決定の理由について起案用紙（兼伺書）は「申請地は、計画されている林地開発区域内の農園造成部分の法定外公共物（水路）であるが、調整池を新設することにより、公共物（水路）として引き続き存知する必要がないと認められるため」としている（甲第15号証及び甲第16号証）。

しかし、調整池は雨水等の一時的な多量の流出を抑制する施設であって、雨水等の恒常的な流出路である公共用水路を代替するものではないのであって、調整池を新設することで公共用水路が不要になるとの理由には合理性がない。公共用水路の用途廃止は、通常は、流路の変更による付け替えの一部として実施されるところであり、公共用水路の単なる廃止ではないのである。公共用水路の付け替えなしの単純な用途廃止は異例なことである。

調整池は、恒常的調整池と暫定的調整池の区分が求められ、恒常的調整池は公共管理が必要だとされる。しかし本件の調整池は、館山市有地として公共管理にゆだねられるものではなく、この私有の調整池が、公共用水路に代替して公共的役割を担うものでないことは明らかである。

なお、本件水路は、雨水等の流出路としての公的役割のみならず、水源の涵養、水質の保全、自然環境の保護など公共的空間として機能も果たしているものである。本件の用途廃止決定ではこれらの公益は無視され、大きく損なわれている。

以上から、本件の用途廃止決定は、被告館山市長金丸謙一による職権の濫用ないしは逸脱により違法である。

仮に、請求1の用途廃止と売却は一体の行為ではないとしても、本件用途廃止は、違法な用途廃止であり、それを前提とした後行行為である公有財産の売却にその違法性は承継されるので、その売却は行政財産の売却にあたり

違法である。

行政財産の売却は地方自治法 238 条の 4 で禁止され、これに違反する行為は、同条の 6 で無効とされている。本件売却は、地方自治法 238 条の 4 に違反し、無効な処分であるので、その取消し又は無効確認を求めるもので、本件の売却に係る訴えは、いずれも地方自治法 242 条の 2 第 1 項 2 号の住民訴訟の対象として、適法な請求である。

4 「3 請求の趣旨 3」(3 頁～4 頁) について

本請求の趣旨 3 が地方自治法 242 条の 2 第 1 項の 3 号請求であることは争わない。

原告らは「同号による請求は、地方自治法 242 条 1 項所定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実のうち、財務会計上の怠る事実、すなわち不作為が違法であることの確認を求める請求である」としているが、242 条の 2 第 1 項 3 号の怠る事実とは、執行機関又は職員の作為又は不作為によって財産的価値が何らかの悪影響を受け、又は受ける可能性がある場合をさすのであって、怠る事実とは、必ずしも不作為に限定されるものではない。

仮に、「3 号請求の怠る行為は不作為のみ」とする被告らの主張を受け入れたとしても、被告らは本件の公共用水路という財産を管理することを怠り、その結果、違法な用途廃止処分決定を行った上で服部回漕店への土地売渡しを行ったのであり、この違法な用途廃止及び無効な売渡しは公有行政財産の管理を違法に怠る事実である。

また、この無効な売却を原因として、被告らが行政財産として管理すべき水路につき、水路の返還請求を行わず、原状回復の義務を怠るなどは、その管理を違法に怠る事実である。

本訴は、無効な売却による、被告らの行政財産たる水路の管理を怠る事実の違法確認を求めたものであり、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 3 号に基づく

適法な住民訴訟である。

5 「4」（4頁）について

否認する。争う。

被告らは、本訴請求は不適法を理由に訴え却下を求めているが、訴えは2から4に述べたとおり、いずれも適法な訴えであるので、本案の審査を行うよう求める。

本件訴えに係る本案は、公共用水路の用途廃止における市長の裁量権の濫用、逸脱及売却について、さらに怠る事実の違法について、法的な判断を求めるところにある。

そもそも、住民訴訟は、「地方公共団体の執行機関または職員による財務会計上の違法を防止するために、執行機関または職員の財務会計上の行為の適否、是正の要否について地方公共団体と住民の判断が相反対立した場合に、裁判所に訴える権能を認めることによって、住民が自らの手により違法の防止または是正をはかることができる」とされる「住民の参政の一環」として認められた権利である。

本案審査なしに、形式的に却下を求めるとの被告らの主張は、行政財産である公共用水路を売渡す行為の違法を、住民が争うにつき、市長による用途廃止の形式があれば、それが裁量権の濫用にあたる違法があったとしても、その審査に入らないことを意味することになる。いわば「門前払い」であるが、これは、その適否、是正の要否につき、住民が裁判所への訴えをもって是正をはかる、住民参政の一環である住民の権利を侵害し、地方自治法24条の2の住民訴訟の趣旨に反することになる（最高裁判所昭和53年3月30日判決 判時884号22頁による。）。

また、地方自治法第238条の4は行政財産の売り渡しは違法で、違反する行為は無効だと規定しているが、本件の訴えがいずれも却下となれば、市

町村長は、その裁量権によって、行政財産を用途廃止し、事実上、行政財産を自由に売却処分をしても住民訴訟を考慮する必要がないことになる。市町村長が形式的に用途廃止手続をしてさえいれば、住民は裁判所に訴えをもって、その適否や違法の存否の確認を求めても、本案審査に入ることもできないことになるからである。

地方自治法238条の4の行政財産売渡しを禁ずる規定は、形骸化し、市町村長の用途廃止の裁量権の下で、用途廃止の形式さえあれば、市町村長らの脱法行為を住民が住民訴訟によって是正をはかることができなくなることになる。これは住民訴訟制度の趣旨を没却するものといわざるをえない。

第3 「請求の趣旨に対する答弁」(4頁)について

否認する。争う。

第4 「請求の原因に対する認否」(4頁～15頁)について

1 同1について(4頁～5頁)

被告らが否認ないし争うとした点は全て否認し争う。

反論は、請求の趣旨1～3について前述した通り。

尚書きで細かい日付けについて指摘があった(5頁)が、監査結果の通知は3通あり、甲第3号証は確かに3月21日付けであり訂正するが、甲第1～2号証の通知は訴状通り3月9日付けであることを確認する。

2 同2「当事者」について(5頁)

争わない。

3 同3「違法な行為又は怠る事実及び損害について」について(5頁～12頁)

(1) 同(1)「別紙物件目録記載の土地の売却の違法性」(5頁～10頁)

ア 同ア「地方自治法等の違法」について(5頁～8頁)

(ア) 同第1段落ないし第4段落について(5頁～6頁)

被告らが否認ないし争うとした点はすべて否認し争う。

被告らは、別紙物件目録記載の土地を平成23年9月6日に分筆したとする点を否認した上で、同月1日に表題登記の嘱託をし、同月6日に登記されたため同月8日付けで保存登記の嘱託をしたと主張しているが、これはいずれももともと無番地であった坂田川の上流部分のみについての話である。その結果、坂田川の上流部分は雑種地として登記されたが、下流部分は水路のまま現時点でも館山市が管理すべき法定外公共物であるという不可思議な状況になっている。一方、この登記後の住民監査の陳述の場で(平成24年2月7日)、住民が示した用途廃止・払下げ後の坂田川上流部分のビデオ(同2月8日撮影、甲第54号証)を見た監査委員も「川ですね」と発言した。従って、実態としては一本の川が「分筆」されたと同じことであり、これをわざわざ否認して表題登記、保存登記と言い換えても何の意味もない。

また、被告らは「調整池を新設すること等により、別紙物件目録記載の土地を公共物(水路)として引き続き存置する必要がない」

(甲第16号証)と判断して用途廃止の決定を行っている」と答弁書で主張しているが、調整池は川の機能を代替できるものではなく、これにより公共物として存置する必要がなくなる理由にはならないことは明白である。そもそも調整池とは、山などの開発により、雨水等の地面にしみ込む量が減って下流の川で洪水の危険が高くなるため、これを抑える目的で設置されるものであり、その川自体

を土砂で埋めて潰すというのは論外である。

さらに調整池については、民間所有の調整池が埋立てられる等、適切な維持管理がなされない事例が指摘されたことから、平成12年7月27日に建設省（現国土交通省）から「宅地開発に伴い設置される流出抑制施設の設置及び管理に関するマニュアル」が公表されている（追加証拠、甲第56号証）。この運用指針によると、「調整池については、恒久調整池と暫定調整池の区別を明瞭にした上で、恒久調整池は公的管理を原則とし、暫定調整池についても公的に管理が望ましいこととした」とある。これに基づけば、洪水対策として坂田川上流に調整池が作られるのであれば、この土地はむしろ法定外公共物として引き続き存置しなければならないということであり、調整池をつくることは用途廃止する理由にならないばかりか、これを私企業に払下げるのは本マニュアルにも反する行為である。結局のところ、被告らの用途廃止の判断は、公共物の管理責任の放棄以外の何ものでもない。

(イ) 同第5段落について（6頁～7頁）

被告らが否認ないし争うとした点はすべて否認し争う。

被告らは、払下申請書の同意の有無の欄には誤って「無」に○が付けられていたにすぎず実際には同意書が添付されていたと主張するが、原告らが行った情報開示請求によっても同意書は開示されなかったため同意書は添付されていなかったものと判断した。もし、用途廃止申請書に添付されていた同意書（甲第51号証）をもって払下申請に対する同意書ということであるならば、とりもなおさず今回の用途廃止はその後の払下げを目的としたものであることは疑いない。従い、繰り返すが、これら一連の行為は一体のものであ

ったことの証左でもあり、被告らは法で禁止されている行政財産の売払い規制を回避するために、その前提行為として違法な用途廃止を行った。

この用途廃止の違法性について補足すると、公共用水路の用途廃止をする場合、水が枯れて全く無くなっている場合はともかく、そうでなければ水路を代替するために「付け替え」を行い、これにより水路としての機能を保全するのが通常の方法である。調整池は、水路を代替するものではあり得ず、公共性がなくなったとする根拠にならないことは明白である。

この点、館山市監査委員の力量不足も否めず、「調整池が従来の上部水路の機能を大きく上回り、代替機能を十分に果たしうる」と誤った判断を行っている上、館山市が判断すべき水路の用途廃止決定について、被告らが千葉県 of 許可にその判断を委ねていることをよしとしている（甲第1～3号証）。

(ウ) ないし (カ) 同第6段落ないし第11段落について（7頁）

被告らが否認ないし争うとしている点はすべて否認し争う。

反論は、「本案前の答弁の理由について」で既に述べた通り。

(キ) 同第12段落について（7頁～8頁）

被告らが否認ないし争うとした点はすべて否認し争う。

訴状に広島高裁判決を引用した意図は、用途廃止の決定が違法であれば、その後、行政財産を普通財産として所管換えしたとしても、その内部処理としての分類よりも実態としての用途が優先して判断されるべきことを主張するためである。従い、被告らが用途廃止処分をして普通財産として分類したとしても、その処分自体に違法

性があるためその処分とは関係ないものと解すべきであり、別紙物件目録記載の土地は、現実の用途としては公用または公共の用に供される水路であることから、行政財産に分類されるべきである。

(ク) 同第13段落について (8頁)

被告らが否認ないし争うとした点はすべて否認し争う。

反論は、「本案前の答弁の理由について」で既に述べた通り。

イ 同イ「漁業権侵害等の違法行為」について (8頁～10頁)

(ア) 同第1段落について (8頁～9頁)

「用途廃止の利害関係者として漁協の同意を得るよう要望したこと」について被告らは認否を留保しているため、その経緯を以下に説明する。

波左間漁協は、別紙物件目録記載の土地を埋立てることにより、河川および海域の汚染や漁業権侵害の懸念を抱いていたため、平成23年10月31日に被告らに用途廃止申請の利害関係者として名乗りをあげ異議申立を行った。これに対し被告らは、波左間漁協が利害関係者であるか否か、同意が必要かどうか、さらに波左間漁協の懸念を払拭するような回答をしていない(甲第24号証)。このため、波左間漁協は再度、11月14日に用途廃止に関し「きちんとした調査および手続きに必要な同意取得をすることなく用途廃止が行われた場合には、「利害関係者」として法的手段も検討することを通告し(甲第26号証)、これをもって利害関係者としての同意を得ることを要求した。ちなみに被告らは、この通告に対し調査をすることもなく同意の必要性すら回答していない。

(イ) 同第2段落について(9頁)

被告らが否認ないし争うとした点はすべて否認し争う。

別紙物件目録記載の土地は、波左間漁協が共同漁業権を有する海域に流れ込んでいる。「谷間の腐葉土に蓄えられた鉄分(フルボ酸鉄)はじめ豊富な栄養塩が坂田川を通じて西岬の海に注がれ、東京湾口最大のアマモ場を有する豊穰の海の形成に貢献していることは明らかである」(甲第45号証)。この坂田川の上流埋め立てによる水質変化は、波左間漁協にとっても漁業への影響は明らかである。一方、用途廃止申請に必要な利害関係者の同意書について、被告らは「用途廃止する区間の隣接地権者及び水路利用者などの同意」と説明しており、波左間漁協はこの同意を得るべき水路利用者などの利害関係者と言える。被告らもこれまで、波左間漁協が今回の用途廃止申請に必要な同意を得るべき利害関係者でないと否定したことはない。

さらに、被告らは、法定外公共物の占用許可申請の同意について、「水質汚濁への関連性はない」ために波左間漁協の同意が必要でない旨を回答しているが(甲第23号証)、そうであるならば、反対に、水質汚濁の可能性のある坂田川上流埋め立てを目的とした用途廃止申請については、当然、波左間漁協の同意も必要と判断されるべきである。

(ウ) 同第3段落について(9頁)

被告らが否認ないし争うとした点はすべて否認し争う。

被告らは、水路の排水機能しか認識しておらず、河川と海の関係についての理解及び水質浄化に関する認識を大きく欠いているが、この点についての否認の理由は答弁書に全く記載されていない。訴

状に記載した理由に補足すると、被告らは、「この法定外公共物（水路）は排水するためのものであり（後略）」と回答し（甲第27号証）、また、平成24年2月6日には「排水施設の代替施設として調整池が設置され、公共物（水路）として存置する必要がないと確認された」と回答していること（追加証拠甲57号証）等から、水路の排水機能しか認識していないことは明らかである。さらに払下げた坂田川の上流部埋め立てによる下流部（現在も法定外公共物である）への影響の有無については「用途廃止の箇所には、水害防止の機能として調節池が設置され、下流側の水路機能は（行政財産として）現状と変わらず維持される」（同57号証）とし、被告らは水害防止と水質浄化について混同した認識しか持ち合わせていない。

(エ) 及び (オ) 同第4段落及び第5段落について（9頁～10頁）

被告らが不知及び否認とした点はすべて否認し争う。

波左間漁協は、平成23年10月5日に「海への影響に詳しい中立的客観的な専門家からの説明を強く要望」し（甲第21号証）、同月31日に坂田川の湧水機能が減退することによる漁獲量減少等への影響を懸念し、利害関係者として異議申立を行った（甲第24号証）が、被告らは、11月22日に「この法定外公共物（水路）は水を排水するためのものであり（中略）埋め立てなどによる影響については、（中略）（千葉県）により審査されるものと考えております」（甲第27号証）と回答し、その判断や調査を県に依存するのみであった。他方、千葉県によると「水質への影響については、林地開発許可の審査の対象」ではないとし（甲第38号証）、結局のところ県も市も水質に関する調査はしていないのであり、結果的に被告が自然環境保全の財産価値を保全する努力を怠っているこ

とは明白である。

なお、森の栄養分を運ぶ川が海に流れ込み、植物性プランクトンを育て、このプランクトンが魚や貝を育てる、として漁師が森を守る運動「森は海の恋人」は、小・中学校の教科書にも取り上げられており、川が重要な滋養供給機能を有していることは、「海のまち」を誇る館山市の市長たる被告は当然認識しているはずであり、また認識すべき立場にある。よしんば認識していなかったとしても、原告らが川や海への影響についての懸念を表明し続けたのであるから、これを無視し公共物である川の重要な機能を調査するなどの行動を起こさず、未だにこれを「不知」と主張するのは、東京湾口の海を守るべき館山市長としての力量を著しく欠くばかりか無責任極まりない。

(2) 同 (2) 「怠る事実」について (10 頁)

被告らが否認ないし争うとした点はすべて否認し争う。

反論は、「本案前の答弁の理由について」で既に述べた通り。

補足すると、別紙物件目録記載の土地 (=法定外公共物) について、被告らによる行政財産の管理を怠る事実があり、その結果、違法な用途廃止決定処分がなされた上で売却されたのであり、この売却は行政財産の管理放棄そのものである。行政財産としての価値を十分に調査することなく、これを保全する努力を怠ってきた理由は何度も述べてきた通りである。

(3) 同 (3) 「損害について」について (10 頁～12 頁)

ア 同ア「館山市の財務会計上の損害について」について (10 頁～11 頁)

被告らが否認ないし争うとした点はすべて否認し争う。

被告らが失当と指摘した「別紙物件目録記載の土地が現在も被告館山市の行政財産であることを前提とした」理由は、前述の通り。

イ 同イ「漁業及び観光産業に関わる損害」について（11頁）

被告らが否認ないし争うとした点はすべて否認し争う。

被告らは、「水質が変われば貴重な水産資源が絶滅する恐れがある」「河川の水質汚濁及び海洋汚染が生じた場合には、組合員ひいては波左間住民にとって死活問題に繋がる」ことを仮定に基づく想像として認否を避けている。住民訴訟は、地方公共団体に損害が発生する可能性があれば提訴することができるものであり、これを安易に仮定に基づく想像と片付けるばかりか、観光産業への影響・損害に対しては一言も弁明すらなく、全くもって無責任な答弁である。

さらに、仮定ではなく実際に、別紙物件目録記載の土地埋め立て工事による土砂や汚濁水の河口への流出は既に起こり始めている（甲第53号証）。この水質汚濁等が今後さらに広がった場合、その影響は想像の域を超えている。館山市民の生活を守る責任を負うべき立場にある被告金丸市長は、水産業の漁獲高減少や雇用減少、さらに観光事業へのダメージが容易に想定される事態を招く坂田川上流の埋め立て目的の用途廃止及び払下げに関しては、慎重にも慎重に調査を重ねた上で判断すべきであり、水害対策の調整池が作られることだけを理由に安易に払下げしたのは、財産管理を怠る違法な行為であることに間違いない。これにより生じる漁業及び観光産業に関わる損害可能性について、「観光立市」を掲げる市長としてその考えを示すべきである。

ウ 同ウ「ダンプカー通行による人身障害及び道路補修に関わる損害」

について（11頁～12頁）

被告らが否認ないし争うとした点はすべて否認し争う。

被告らが、土砂の搬入路となる道路が通学路に指定されていることをあえて否認する理由は不明であるが、坂田や波左間など西岬地区住民にとって館山小学校、館山第2中学校、西岬小学校などへ通学するには避けられない道路であり、実際に数百名の児童生徒が日々の通学に使っている道路である。一例として、追加証拠甲第60号証のように、バスを使う児童も入れれば館山小学校だけでも約125名の児童に影響がある道路であることが分る。実際、本年4月には、登校中のバス待ちの子供の列に軽乗用車が突っ込み小学生1人の死亡事故が起こった道路でもある。子供の安全を守るべき被告金丸市長がこうした実態を知らないはずがない。

なお、「医療費等の財政支出が予想される」「道路補修の費用も県や市の財政負担になる」とする主張は、それ故被告らの行為が違法であるとの趣旨ではなく、被告らの行為が違法であるが故に生じる可能性がある損害として主張しているものであることを申し添える。

4 同4「本件に係る事実経緯と現状」について（12頁～15頁）

（1）同（1）「事業概要と許認可申請手続きの流れ」について（12頁～13頁）

被告らが否認ないし争うとした点はすべて否認し争う。

平成23年6月22日の特定事業許可申請当時、別紙物件目録記載の土地は法定外公共物であったため、被告館山市が残土条例に基づく土地所有者としての立場にあったことは紛れもない事実である。これは、被告らの土地所有者としての責務を明確にするために記載したものである。

(2) 同 (2) 「本件事業計画地の立地状況」について (13頁)

被告らが不知とした点及び条件付で特段争わないとした点はすべて否認し争う。

被告らは、「地下水脈が坂田のみならず隣接地域に通じているとする点は不知」とであると主張しているが、県に対する林地開発行為に関する意見書の中で、「本事業の実施に伴い(中略)地下水への影響(中略)について当該事業区域のみならず広範囲に影響を及ぼすことが想定される」と記載していることから(甲第10号証)、これを「不知」と主張するのは明らかにおかしい。

被告らは、「搬入路となる道路が地域住民も日常的に利用する道路であるという意味では特段争わない」としているが、この道路は単に日常的に利用するというだけでなく、波左間や坂田住民が市街地に出るために日常的に使える「唯一の」道路である点が重要なのであり、訴状ではこの点を問題にしている。被告らがこれをわざわざ言い換える必要は認められない。

(3) 同 (3) 「住民説明会に答えぬ被告ら」について (13頁～14頁)

ア 同第1段落及び第2段落について (13頁)

被告らが否認ないし争うとした点及び念のための指摘はすべて否認し争う。

「被告らの責任逃れの対応・判断により、市民は生活不安を解消するどころか不信感を募らせる結果となった」という訴状の記述は、公共物の管理責任者として、また事業申請時の土地所有者として、被告らがその責務を全うせず適正な財産管理を怠ってきた態度を示すものとして、その経緯詳細を述べたものである。

被告らは、平成23年3月25日には「事業計画は公にされている」と指摘するが、同日は単に坂田で40名出席の説明会が開催されただけであり、その場で事業計画なるものが配布されたわけでもない。これを「公にされている」と被告らがわざわざ指摘する意図が不明である。そもそも坂田の説明会の内容や説明会開催の事実ですら一般の館山市民が知る手立てはなかったはずであり、被告らが積極的に事業計画を公にした事実も見当たらない。むしろ、服部回漕店及び坂田の地権者、坂田役員は反対運動を警戒して残土処分場計画が洩れないよう努めていたため、「みかん園ができるらしい」という噂が一部にある以外、少なくとも平成23年9月まで館山市民のほとんどは残土事業計画を知ることはできなかった（追加証拠甲第62号証）。坂田区長が保持していた協定書も、坂田役員らが外部には見せないよう指示し、10月29日に開催された坂田の総会において坂田区民が配布を要望するもこれを拒否した。ブログ等で情報を広めようとした者への圧力もかけられていた。坂田の住民でも内容をよく知らない人が多く、そのため9月以降にも坂田区内で再度の説明会の要望が出されていたのである。

イ及びウ 同ア「住民説明会」及び同イ「土地所有者としての同意の有無」について（14頁）

被告らが否認ないし争うとした点はすべて否認し争う。

答弁書で被告らも認めている通り、少なくとも用途廃止前には本件水路は法定外公共物であったため、訴状記載の通り館山市は本件許可申請にあたって事業者が同意を得るべき土地所有者の立場であった。この同意の有無は、本件水路の用途廃止及び払下げを行うかどうかで判断されるものであるが、被告らはホームページに公開されている

「市長への手紙」に対し、「用途申請につきましては、現時点では地元の説明会の状況（中略）を確認した上で、判断していきたい」と回答している。それにもかかわらず、被告らは説明会の範囲の認識があいまいであったり責任を県におしつける対応が繰り返されるだけで安易に用途廃止及び払下げを行ったので、訴状ではその経緯を説明しているのである。

エ 同ウ「自然環境・生活環境への影響」について（14頁）

被告らが否認ないし争うとした点はすべて否認し争う。

答弁書では、否認及び争う理由が記載されていないが、訴状に述べた通り、また本書面3（1）イ（エ）及び（オ）で反論した通り、被告らは公有財産の管理を違法に怠っていることを重ねて主張する。

（4）同（4）「地元坂田の状況について」について（15頁）

被告らが不知とした点はすべて否認し争う。

被告らは、「服部回漕店が事前に地権者に根回しをした」「自治会内部の事情」「反対署名が最終的に124筆であった」「（原告らが）協定書の無効を県に要望した」とする点を不知としているが、その証拠を追加する。

服部回漕店が事前に地権者に根回しをしたことについて、原告らが坂田住民から直接聞いた他、平成23年3月25日の説明会議事録（甲第39号証）にも、服部回漕店が区長に話をする前に「個別に一軒一軒説明に行った」と記載されている。この議事録は被告らが確認しているはずのものである。

自治会内部の事情については、被告金丸市長は平成23年10月以降、

本件許可が下りるまで坂田地権者や坂田区民と面談しており、両者から状況を確認している。協定書の無効を県に求めたことをはじめ自治体内部の事情について、当時の新聞各紙の記事にも頻繁に掲載されている。

反対署名については、坂田内で署名したことが洩れることを極度に恐れる人が多く、原告らは個人情報保護が万全の千葉県にのみ署名原本提出し、被告らにはその事実のみ伝え具体的な氏名を開示しなかった。その後、被告金丸市長が反対者の数を把握していない旨を議会で発言したため、坂田青年団が要請書（追加証拠、甲第59号証）をもって被告と面談し、121筆の段階での署名を開示した。また、情報元がはっきりしないと掲載しない新聞社にも署名簿を開示し、その結果記事としても掲載されている（追加証拠甲第63号証）。

以上の内容を、被告たる金丸市長が敢えて「不知」と主張するのであれば、住民の声をまじめに聞いていなかったとしか考えられない。

(5) 同(5)「事業者の説明回避体質と杜撰な事業計画」について(15頁)

被告らが否認ないし争うとした点はすべて否認し争う。

被告らは、服部回漕店が坂田川下流部（現在も法定外公共物である）に、上流の工事で伐採した大量の竹木くずを投棄したり大きな石をいくつか落とすことが「館山市法定外公共物管理条例第3条に違反する行為である」ことを否認しているが、同条では、「何人も法定外公共物に関し、みだりに次の行為をしてはならない」とあり「(2) 法定外公共物に汚物、石、土砂、じんかい、竹木、汚水、廃棄物等を投棄し、又はたい積すること」となっており（追加証拠、甲第55号証）、服部回漕店の行為が同条違反であることは明白である。

原告らは、見るに見かねて不法投棄の現場写真を撮り、これをもって

被告館山市の担当職員に何度も抗議を行った。その経緯及びやりとりは追加証拠甲第61号証、第58号証、第64号証の通りである。そもそも、こうした法定外公共物への服部回漕店の違反行為を被告らが注意したり撤去させたりすることをしていないということであれば、それこそ未だに被告らの財産管理を怠る事実が続いていることの証明である。本項の被告らの否認の態度は、責任放棄を示す以外の何ものでもない。

第5 被告らの主張（15頁～16頁）に対して

被告らは、千葉県が許可が出ていることを用途廃止及び売り渡しの理由としているが、市有地である水路の売却は館山市が独自の判断であるものであり、千葉県の許可は直接的には関係が無い。そもそも許可とは、行政上「禁止されている行為について、特定の場合又は相手方に限ってその禁止を解除する」ことであり、許可が十分な安全性を担保するものではないことは、過去に許可を受けた数多くの残土埋立て事例の事故を見ても明白なことである。さらに本件許可は、別件で千葉県に対する訴訟も提起されているように肝心の残土の発生元の虚偽記載申請に関する疑惑があり、なおさら危険性が高いと言える。

また、市が公有地の売却をなぜ行うのかと言うと、不要な財産を持っていても仕方が無いので、行財政改革の都合で金銭に変えるためだけである。用途廃止申請および払下げ申請が出ようと、必要な財産であればこれを売り渡す必要は全く無い。

服部回漕店が水路である公有地を必要としたのは、単に残土を捨てて埋めるためには、そこが公有地であると捨てることが出来ずに邪魔なだけだからである。申請書には農園云々と書いてあるが、本当に農園を作る気があるならば、むしろ水源として水路は必要なはずである。

しかも、服部回漕店は本来ならば、特定事業許可申請の6月22日の時点

には、用途廃止申請書を提出していなければならなかったはずなのに、実際に申請したのは8月2日であった。この約40日間の遅れが意味することは定かではないが、服部回漕店は千葉県にも館山市にも何の断りもなく、残土埋立ての為に水路を潰してしまうつもりではなかったかと疑われる。実際に館山市の他の残土処分場では、許可取得後、事後手続きにて公共用水路を私有地にした悪しき前例もある。

水路の代替にはならない「調整池を作る」という理由で公共の用に供する必要がないというこじつけの理由で用途廃止し、水源など多様な機能を有している水路の上流だけを残土処分による埋立てという理由のために二束三文で売り渡すとは、明らかに市の大切な財産の管理を怠る行為であり、行政財産の違法な売却にあたることを念押ししておく。

追加証拠書類

- 甲第55号証 館山市法定外公共物管理条例
- 甲第56号証 国土交通省HPコピー「宅地開発に伴い設置される流出抑制施設の設置及び管理に関するマニュアル」
- 甲第57号証 平成24年2月6日 館山市長回答
- 甲第58号証 館建第40号 平成24年5月10日館山市長回答
- 甲第59号証 平成23年12月14日 館山市坂田青年団 館山市長要請書
- 甲第60号証 通学路について
- 甲第61号証 工事開始後の坂田川上流（法定外公共物）への不法投棄に関する館山市とのやりとり
- 甲第62号証 平成23年11月20日朝日新聞
(坂田以外は計画を知らない市民がほとんどだった)
- 甲第63号証 平成23年12月21日千葉日報（坂田反対署名124筆）
- 甲第64号証 平成24年2月3日朝日新聞（坂田川への不法投棄）

その他口頭弁論等において適宜提出する。

添付書類

甲号証写し